

Messerangriff von Sagamihara aus der Perspektive von Kafkas Roman

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: NAKAMASA, Masaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00066991

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



カフカの『審判』から見た相模原殺傷事件

「掟の門」が示唆する「法」と「法外なもの」の境界線

仲 正 昌 樹

一、始めに…相模原事件とカフカの接点

フランツ・カフカ（一八八三—一九二四）の未完に終わった小説『審判 Der Prozess』（一九二五）、及び、その作中作であると共に、独立の短編としても刊行されている『掟（法）の門前 Vor dem Gesetz』（一九一五）は、「法」の逆説的で不可思議な本質を描き出す作品として、多くの文学研究者や哲学者、法学者の関心を集めてきた——カフカは法学で博士号を取得し、司法修習も経験している。しかし、こ（れら）の作品では、「法」あるいは「法的プロセス」が極めて寓意的に描かれているので、様々な解釈がなされてきた。『審判』の主人公ヨーゼフ・Kが巻き込まれ、本人の意思に反して次第に絡めとられていく「プロセス」、あるいは、「掟の門前」の「門」は、具体的にはどのような法現象あるいは制度に対応しているのか、作品は「法」の本質をどのように捉えているのか、作品全体はどのようなメッセージを発しているのか。総合的に説得力のある解釈を示すのは容易ではない。

この文学的・哲学的に魅力的であるものの、現実社会で生じている個別具体的な法現象の理解に直接的に結び付けにくい作品を、日本で現実起こった刑事事件、具体的には、知的障害者施設での大量殺傷事件と結び付けることを試みたユニークな研究がある。社会思想史家である西角純志の著作『相模原障害者殺傷事件』（明石書店、

二〇二一）である¹。

二〇一六年七月二十六日に相模原市の津久井やまゆり園で起こったこの殺傷事件は当時大きな話題になった。十九人も人が命を奪われたこと、犠牲者たちが知的障害者であったこと、容疑者が元職員であったこと、容疑者の言動が不可解であり、彼自身の責任能力が問題になったこと。少なくとも四重の意味でショッキングな出来事であり、障害者福祉の在り方、個人による大量殺戮の可能性、陰謀論的な妄想と刑事責任能力という三つの大きな社会的課題が絡んでいた。

この事件について多くの書籍や論考が刊行され、雑誌の特集や連載が組まれている²が、それらの中で西角の仕事が特に注目しているのは、彼自身がかつて四年間この施設に勤務した経験があり、かつ、マルクスやフランクフルト学派などドイツ語圏を中心とする社会思想史の研究者でもあるという特殊な立場にあることだ。彼はその両面性を生かして論述を進めている。事実関係を再構成するだけでなく、二〇二〇年三月の横浜地裁の判決（確定）を踏まえ、裁判を通して「明らかにしたこと」と「明らかにならなかった」ことについて考察している点も重要だが、私にとって最も興味深いのは、彼が事件を引き起こした植松に拘留所でインタビューする際に、『掟の門前』を渡し、その感想を求めている点だ。

植松の反応自体は、必ずしも、西角が提起した哲学的な問いにストレートに答えるものではなく、すれ違いに終わっているようにも思える。しかし、同書に掲載されている、植松が描いた「掟の門前」のイラストは、彼自身にとつての「掟（法）」のイメージを端的に表現しているように見える。また、様々な場面での植松の言動を、「掟の門前」と関連付けようとする西角の執拗な試みは、通常の文学的カフカ解釈でははつきりと見えてこない、「法」による線引きと言語の関係をめぐる洞察に、新たな光を当てるものと思われる。

以下では、この西角のアプローチに触発された、『審判』と『掟の門前』についての私の解釈と、その法理論への応用の可能性について論じていく。カフカの作品の読解の可能性を、現実に起こった事件から浮かびあがる問題

を参照することで拈げると共に、その逆の方向、即ち、前者を通して後者の理解の助けとするという、相互参照を反復し、分析を進めていくことで、文学作品の解釈と刑事事件の分析を、単にどちらかを他方のための参考資料とするのではなく、生産的に結合させることが狙いである。最初に、私の問題関心に引き付けて、西角の著作を紹介しながら、こうしたリアルな現実の事件の分析に、カフカの「法」のイメージを利用することの意義を論じる。私は、西角の議論に全面的に賛成しているわけではなく、いくつかの点で異論があるが、それも随時示していく。次に、『審判』と『掟の門前』それぞれの物語の概要を、私から見ても、あるいは、相模原事件との関連で重要と思われる点に焦点を当てる形で要約したうえで、カフカが「法」という現象をどのように特徴付け、他の社会現象とどう関係付けているか論じる。そのうえで、西角の試みを通して見えてくる、「法」と「言語」の関係を私なりの視点から明らかにし、それが法理論によってどのような意義を持ち得るか、今後の研究に繋がる展望を示したい。

二、相模原事件を「カフカ」から論じることの意義

二〇一六年に事件が起こり、報道された当初、哲学者や社会学者を含む多くの論客が相次いでコメントを発表し、新聞や総合誌だけでなく、思想・学術系の雑誌も特集を組んだ³が、私にはそれらの大半が、短絡的な前提に基づいて事件を論じているように思われた。メディアや論客たちは、容疑者が重度の障害者人間ではなく、彼らを殺すことが社会を変革することに繋がるといふ主旨の発言していたことをもって、ナチスに類似した優生思想が背景にあると断定し、彼の行動を、日本社会に蔓延しつつある差別思想の現われと捉えようとした⁴。彼が事件を起こす以前にはナチスの優生思想についてほとんど知らなかったということが分かっていても、彼の「内なる優生思想」に拘る論評が多かった。

一般的に、多くの人命を奪う凶悪犯罪が起こると、マスコミも識者も、単一の分かりやすい犯行原因を特定しよ

うとする。二〇〇一年の池田小学校事件の場合は、宅間守のエリートに対するコンプレックス、二〇〇八年の秋葉原通り魔事件の場合は、派遣社員であり非モテに悩んでいた加藤智大の疎外感という風に、犯人の人格性格形成と疎外・孤立感に焦点が当てられた。ショッキングな事件での犯人の動機特定の定番である。しかし、このケースでは、人格的・心理的要素よりも、「思想」が強調された。そうだったのは恐らく、西角も示唆しているように、植松聖には友人も多く、付き合った女性も複数いて、人間関係で孤立してはいなかったことや、攻撃の対象になったのが犯人より更に弱い立場にある人たちであるため、通常の図式では説明しにくいことから、障害者の被害を社会正義として正当化しようとする彼の言動の一側面としての「優生思想」に注目が集まってしまったのだろう。しかし、「思想」に焦点を当てすぎると、見えてこなくなることがある。

知識人、特に思想・哲学系の研究者（あるいは、そう自負している人）は、凶悪犯罪者や問題発言で物議を醸す人物の「動機」を分析する際、本人が書いたものであれ、熱心に読んでいるものであれ、テキスト化された「思想」を参照点にしがちだ。自分たちが普段やっていることの延長で、「分析」できるからだ。しかし私は、プラトン、マキャヴェツリ、マルキ・ド・サド、ニーチェ、ザッヘル・マゾツホなどの極端な主張をする思想家を徹底的に研究し、彼らのテキストで示唆されている実践を、個人としてそのまま実行した、という知識人に出会ったことはない。カント、ニーチェ、ハイデガーを生きていると称する「思想家」が、極めて平凡な生き方しかしていない例ならいくらかでも知っている。

マルクスの場合、実践している人間があればいいのではないかと、言う人がいるかもしれないが、それはマルクス主義を標榜し、共同生活を送る集団が結成されているからだ。某新興宗教の信者として長年にわたる共同生活を経験し、その後、何年か新左翼系の（元）活動家たちとかなり親しく付き合い、雑誌編集やイベント企画などを一緒にやってきた私の経験⁶からして、人間は特定の「思想のテキスト」を一人で読み耽り、その影響だけで過激な

行動へと動機付けられることはほぼないと思う——そういう奇特な人間がどこかにいる可能性は否定しない。同じ「思想」を信奉する、あるいは、強く関心を持つ密な人間関係の中で、その「テキスト」で示された教えについて語り合い、一緒に実践しようと試み、その過程において対立したり、仲間と比べてダメな自分にコンプレックスを抱いたり、自信を喪失した後再度絆を確認したり、といったことを繰り返すなかで、単独ではありえないような無謀な行動に出ることもあるのではないか。特定の「思想のテキスト」の影響に拘ると、そうした「テキスト」を媒介として展開する関係性の連鎖が見えなくなる。

植松の場合、ナチスの優生思想さえ体系的に学んだ形跡はないのだから、「思想のテキスト」（ナチスの歴史観・民族観によって基礎付けられる優生学）に関連付けて理解したつもりになるのは、猶更の外れだろう。詳しくは、少し後で西角の叙述の手法を説明する際に述べるが、様々な体験が重なって、ある時期から、「障害者を殺すこと」が、植松にとって「自分の人生に意味を与える使命」に思えるようになり、その固定観念を補強するため、ネット上に散らばっているヘイトスピーチや陰謀論の言説の断片をかき集め、その都度それらしい正当化の言い分を、知り合い相手に語ったり、公的機関向けにアピールしたりしているうちに、自己暗示がエスカレートしていった、と見るべきだと思う。これは植松に限らず、あまり体系的と思えない、妄想的な世界観を語る人全般に言えることだ。

何かのきっかけで囚われた固定観念に、うまく当てはまりそうな「思想のテキスト」の断片——孫引きの孫引きの……をネットやテレビ、雑誌、口頭の噂話など、様々なソースからかき集めてくるのであって、(本として刊行されたり、ナチスのような団体の教義になったりすることで)定型化された「思想のテキスト」が原因で過激な行動が生み出されるのではない。どのようなプロセスを経て犯行に至ったかきちんと分析するには、定型化された「思想のテキスト」だけ見るのではなく、関連する様々な思想的言説の断片と、当人の行動の変化を関係付ける地

道な作業が必要になるはずだ。

加えて、ナチスに代表される「優生思想」がある時点から植松の思考を支配していたと考ええると、施設の職員でありながら、自分がケアしている入所者の人間性を否定するに至った彼の言動の不可解さが説明できた気になってしまう、という問題がある。命を失った障害者は、日本に蔓延しつつある「優生思想」の一方的な犠牲者ということになる。知識人は、たとえ生き残ったとしても自分の意思を明確に表現できない知的障害者を「代理」して、「優生思想」という悪の思想を批判する、という使命を果たしたことになる。こうした事件に関しては、そうした、いかにも啓蒙知識人的な図式で書かれた本や雑誌記事が多くなるが、このケースでは特にその傾向が強かったように思われる。

同じ施設の職員として植松の先輩である西角の叙述と、こうした図式的な理解との違いがはっきりするのは、彼が、犠牲者たちを「津久井やまゆり園の入所者」ということで一括りにしていないことだ。分量として全体の四割弱を占める四〜九章では、彼らが入居していた六つのグループホームごとに、どういうタイプの人が居住し、各人がどういう人となりで、家族や職員とどういう関係を築いていたか、遺族や担当職員の証言を抜粋する形で再現されている。そうした各人のプロフィールと、犯行時に、それぞれが植松から受けた扱いが対置されている。この部分では、西角自身のコメントはあまり挟まず、資料に語らせる手法が取られている。元入居所の家族であるデザイナーによって描かれた園内の居室図や写真も挿入されており、これらが証言と一体となって、犯行の行われた空間と、そこでの犯人と犠牲者の肉体的な接触の光景を、リアルに想像するように読者に促している。

ポストコロナル批評の先駆者の一人であるガヤトリ・スピヴァック（一九四二―）は「サブアルタンは語るることができるか」（一九八八）⁶で、植民地時代のインドに生きた女性たちを例にして、独自の文化・伝統を形成することを許されず、もっぱら支配層の文化に従属して生きてきたサブアルタン（被従属民 *subaltern*）が自分たちの言

葉で自分たちの歴史を書き残すことの不可能性を示唆し、サバルタン研究の自己矛盾を露わにした。それに対し、フェミニズム法哲学者のドウルシラ・コーネル（一九五〇—）は、サバルタンとされている人たちは実際に多くのことを語っている、私たちにそれを聞き取る感受性がないだけではないか、と応じ、自らそうした声を聞き取ることが試みている⁷。やまゆり園の職員であった西角は、そういうスタンスのもとに、「犠牲者」の「声」の痕跡を拾い集めることを試みていると見ることができよう。

西角はそれと平行に、加害者である植松の「声」にも可能な限り耳を傾けようとしている。そのための方法の一つとして採用したのが、カフカの『掟の門前』を読んで感想を語ってもらうことで、彼と「法」との距離感を測るアプローチだ。

これは一見突飛に見えるが、犯行前後の植松は、「法」に対して独得な拘りを見せているように思える。具体的には、自らの障害者殺害計画に承認を与えてくれるよう首相に働きかけてくれることを依頼する衆議院議長宛ての手紙⁸を、議長公邸を訪れて職員に手渡したと、事件後、自らに責任能力があると主張し、責任能力がある人間として裁かれることに拘ったことなどである。前者は、目立ってしまつて、犯行を実行に移すのを困難にしまつた行為である。にもかかわらず、植松は総理大臣の同意を得ることにならざる、首相に直接手渡すのが困難だと分かった後、衆議院議長を経由して自らの意図を伝えることにしたのである。「法」あるいは国家権力による承認が、彼にとって特別な意味を持つているように思える。後者については、自分に不利だと分かっているにもかかわらず、「法」の言語が語られる場で、自らも語ることが、彼にとって特別な意味があったように思える——この点については、後述する。

こうした形で「法」的なものに拘る彼が、「法」についてどういうイメージを持っていたのか明らかにすることは無意味ではなからう。「掟（法）Gesetz」の門の前に番人が立ちはだかつていて、どうしても中に入れてもらえ

ない、その内自分は大んだん老いて力を失っていく、という寓意的な状況を描くカフカの『掟の門前』は、法律のプロではないのに、何かのきっかけで法をめぐる問題に巻き込まれしまった人が、「法」について抱く漠然としたイメージを端的に描き出していると言える。西角からテクストを渡されるまで、植松はこの物語のことを知らなかったという。(法の素人である植松にとつて、自分の分身のような存在が登場する) この物語に初めて触れることで、植松が「法」について抱いているイメージが引き出されるのではないかと期待するのは強ち不当ではなからう。

西角のかなり風変わりなリクエストに、植松は応えている。ただし、先に述べたように、植松のレポートは、この作品を直接解釈しようとするというより、これをきっかけとして、(知的) 障害者をめぐる日本の法制度の欠陥についての彼なりの印象を書き連ねたものであり、西角の問いの答えとしては、ズレている。

ただそれでも、彼が「法」について以下のようなイメージを抱いていたことは、読み取れる。①「法律で決められている」というフレーズを使うのは、弁護士や精神科医など「高学歴」「高収入」の人間だけであり、やっと思いで権力を手に入れた彼らは、「法律」について敢えて再考しようとはしない——だから、法律で障害者の扱いが一度決まってしまうは、それが社会にとつて損失だと分かったとしても、彼らはその法律の是非を問おうとはしない②「人間が集まれば、ヒエラルキー(見えない階級)が発生し、その場に最も適応した人間が尊敬」され、「殺戮が認められる空間では、それが一つの正義」となる③カフカの提起したのは、「正義の神はじつとしていないちや。でない」と秤がゆれて、正しい裁きが下せない」という問題である¹⁰。

植松自身の意図しなかったことだろうが、これらはカフカの文学に現われた「法」のイメージとして必ずしも見当外れではない。カフカには、『審判』と『掟の門前』以外にも、『判決 das Urteil』(一九一三)『流刑地にて In der Strafkolonie』(一九一九)『掟の問題にこころす Zur Frage der Gesetze』(一九二〇)など、「法」をテーマにした作

品が数多くあるが、この内、『掟の問題について』では、「掟（法律）」というのは、支配者である少数の貴族集団の秘密であつて、一般には知られておらず、しかもかなり古くからの秘密らしく、それをどう解釈する（auslegen）かということ自体が、「掟」になつていたので、民衆は貴族の振る舞いから、「掟」というものがあり、それがどういふものなのか想像するしかない、と述べられている。¹¹

自分たち素人には理解できない、法律家など特権階級の間の決まり事として措定（setzen）された「法 Gesetz」なるものが存在し、それが自分たちを支配しているらしい、という感覚は、普通の人が漠然と感じることだろう。（Gesetz）という言葉をも、「法律」だけでなく、医療、教育、科学、文化、宗教など、人間の行動を規制する規則一般の意味に取れば、この作品で示唆されている問題は、社会の成り立ちそのものに関わつており、かつ、法律家自身を含むほとんどの人間が何らかの形で感じている普遍的問題だと言えそうだ。法律家や医者などの「掟」の専門家は、自分たちが扱っている「掟」がどういふケースにどう適応されるかは知っているが、それがどうして当該分野の「掟」になつたのかはつきり分かつていないし、この「掟」が妥当する根拠になつている、大本の「掟」（メタ掟）とはどのようなものか問い続けると、自分の立ち位置が分からなくなり、権威を失いかねないので、植松が示唆するように、「掟」はともかく存在する、という態度を取らざるを得ない。

民衆にとって不可視の「法」に人々を従わせるには、貴族ⅡエリートⅡ法律家階級が神のごとく全知全能で、逆らつても無駄であるという印象と、「法」が目指す「正義」は、植松が言うように、何があつても揺れ動くことなく公平である、という印象を普及・定着させる必要がある。後で見ると、『掟の門前』は、「掟」を生み出し管理する門番たちの強大さの印象と不可視性を描き出しているとすれば、『審判』は、「掟」あるいはその管理者たちは、「掟」が適用される対象として決定された人物の行動を何故か完全に把握し、決して見逃さないこと（Ⅱ「正義」は必ず執行されるということ）と、その解釈は、少数の専門家に独占されていて、素人はそこに直接アク

セスできないことを、ストーリー展開全体を通して示唆している。

先の①②③を私なりに総合すると、植松は、以下のように「法」をイメージしていたのではないかと推測できる。「正義」は、社会的な権力関係、特にエリート層の利害でいかようにでも恣意的に変動可能であり、根源的に不安定なものであるがゆえに、大衆がそのことに気付き、「正義」について余計なことを考えないよう、「正義」を実現する手段としての「法」の番人は、「法」は決して変動しないし、アクセスできないという外観（＝掟の門）を維持し続けねばならない。植松が、たとえ断片的にでも、こうした「法」の権力的な性格を、『掟の門前』のテクストを読んだ印象と自分のそれまでの「法」経験を重ね合わせる形で、認識したとすれば、注目すべきだろう。

レポートでは、植松が描いた、カフカの似顔絵と「掟の門」のイラストが添えられている。カフカの似顔絵は、やせて目が大きく、（ナチス風に見えなくもない）潔癖症的な印象を与える。ある意味、いかにもカフカという雰囲気のものだ。それに対し、「掟の門」のイメージは独得だ。タイル張りの床の上に、大理石のような模様はいった石造りのきれいなアーチが立てられているが、番人は見当たらぬ。門の向こう側は光輝いていて、次の門ではなく、やはり壁のようなものが薄っすらと見える。天国への門に見えなくもないが、単なる門の形をしたものにすぎず、その先は壁に突き当たって行き止まりになるだけであることを案じているとも解釈できる¹²。

九章では友人たち、十章では交際女性たちの証言が、四く九章と同じように、可能な限り資料そのものに語らせる形で紹介されている。中高時代の植松が「不良」と呼ばれる人たちと付き合い、キレやすく、問題行動を見せる一方、社交的な性格で、部活動もやっていた、という両面性を示していたことと、大学卒業後の彼が脱法ハーブや大麻に手を出し、次第に妄想癖が強まっていく中でやまゆり園に就職したこと、上司とぶつかって退職する前後に、「重複障害者は人間ではない」と発言するようになり、陰謀論的世界観を背景としたゲーム「イルミナティカード」にはまっていたことなどが明らかにされる。

十二章では、事件とも当事者たちの物語からいっただん離れ、戦後の日本における「安楽死・尊厳死」の歴史について論じられている。日本安楽死協会の設立者である産婦人科医で政治家でもある太田典礼（一九〇〇―八五）と、安楽死法制化に反対した医師で育児評論家の松田道雄（一九〇八―九八）の思想的対立を軸に再構成し、そこに植松の「内なる優生思想」と通底するものがあるのではないかと示唆している。これも一種の「思想のテクスト」によるアプローチだが、植松の言動をナチスの人種主義や優生思想と強引に直接結び付けるのではなく、植松の主張とは文脈的に距離がありそうな、「安楽死・尊厳死」問題との間の微かな共鳴を示唆するにとどめている。それによって、植松の言動にたびたび現れる一つの要素を浮き彫りにしようとしている。それは、社会的な「弱者」の死を、本人と社会のために願う発想だ。

この章で、西角は、植松が太田たち安楽死法制論者と同様に、「健全者・健全者という『強者の立場』¹³に立っていると断定している。この点について私は疑問を感じる。九く十章の彼を知る人たちの証言やそれに対応する被告人自身の裁判での発言を見る限り、彼が自らを「強者」と確信していたとは考えにくい。九章に掲載されている、「イルミナテイカード」に関する、弁護士との被告人質問では、重度障害者を殺すことが「社会に貢献する」とだと語りながら、その直後に、自分がそういう話をして、「人生がうまくいっている人はあまり興味がなかったかもしれない」と言っている。彼自身は「充実した人生」を送っていない¹⁴。少なくとも本人はそう認識している。

植松は、自分に使命があると言いながら、社会的自己評価は低いように見える。その両極端な態度から見えてくるのは、自分の社会的立場についての不安と、その不安を緩和するため、自分より弱く、社会に貢献していないように見える、「意思疎通できない重度の障害者」に関心を向けていることだ。「意思疎通できないゆえに、社会の重荷になっている重度の障害者」という一面的なイメージは、彼自身の不安の投影だとすると、彼が「彼ら」（社

会の役に立っていない自分の分身)をどうにかしなければという強迫観念に取り憑かれたこと、そのため「彼ら」がいる施設に就職し、仕事を覚えようと努力したこと、その挫折経験から、「彼ら」の死によって最終解決するという逆の方向へと飛躍したこと、自分の見ている前で入所者を杜撰に扱っていた——その点で、植松の犯行にヒントを与えたかもしれない——先輩や上司に対しては怒りや軽蔑の矛先を向けようとしな¹⁵いことなども、ある意味納得がいく。

この「意思疎通」をめぐる問題は、植松と「掟の門」の関係を考えるうえで重要と思われるので、「言語」の問題を論じる際に改めて検討することにする。

三、『審判』と『掟の門前』の構造

法律をあまり意識しないで生きている一般人のイメージでは、「法」は予め決まったプログラム通りにルール違反かどうか判定し、違反者に強制措置を科す、自動的に動く機械のような存在で、法律家や警官はそのエージェント——映画『マトリックス』のエージェント・史密斯のような意味で——だろう。ルールに違反したら、怖い目に遭うが、違反しなかったら、何もして来ないので、無視していい存在だ。

『審判』のヨーゼフ・K(銀行員)が遭遇する「法」は、それとは若干異なった様相を呈する。「法」という名の「機械」のようなものが作動し、彼がそれによって次第に行動の自由を制限されていくので、その点では、普通の人の抱く「法」のイメージに近い。しかし、Kはそれとは微妙にズレた体験をする。

Kはある日突然、下宿で二人の見知らぬ男たちの訪問を受ける。彼らは、Kに部屋の外に出ることも、部屋に第三者も呼ぶことも禁じる。どうしてかと尋ねると、「あなたは逮捕されたんだ Sie sind ja gefangen」と告げられる。自分の身に何が起こっているのか分からないKに、監視人(Wächter)は更に、「訴訟(das Verfahren)はとに

かく始まったんだから、時さえくればまちがいなく知らせてもらえる」と「説明」する¹⁶。

「法治国家 Rechtsstaat」に住んでいる自分がこんな目に遭うのはおかしいと感じたKは、監視人たちに彼らの「身分証明書 Legitimationspapiere」と、Kに対する「逮捕令状 Verhaftbefehl」を見せるよう要求する。ヴィレムという名前らしい監視人は、「おれたちはただの監視人なんだ。その監視人と身分証明書だの逮捕令状だの、そんなこと議論して、それであんたの呪われた大きな訴訟事件 (Proceß) に、すばやくかたをつけようとしてもいいのかね?」、と答える。彼に言わせれば、「おれたちにも、おれたちの勤めている役所では、こんな逮捕を行なうまえに、逮捕の理由や被逮捕者の人物などについて、きわめて正確に調査をしてあることぐらいは分かっているんだ。

その調査にまちがいなんてこれっぽっちもありやしない。(…)これが法律 (Gesetz) というものさ。どこにまちがいがあるというんだね。「そんな法律は知らないね」というKに対し、ヴィレムは「知らないだけあんたの損さ」と言い、フランツというもう一人の監視人は、「奴さんは法律は知らないと言いながら、同時に無罪だ (schuldlos) なんて言い張っている」と、Kの言動の矛盾を指摘する¹⁷。

彼らは、法律用語らしきものを使いながらやりとりするが、肝心のところで話が通じていないし、監視人たちの振る舞いは、私たちがイメージする法治国家の正常な「法律」の手続きから逸脱し、かなり恣意的に解釈・運用されているように見える¹⁸。二人は下宿でKのために用意されていた朝食を平らげてしまし、下宿の別室にいるという監督 (Aufseher) と呼ばれる男のところに連れて行く前に、正装に着替えるよう指示する。監督は、隣室の女性の部屋にいて、室内を勝手に荒らしている——Kは後で、彼女のところに説明とお詫びに行くが、元々彼女に関心を持っていた彼は、彼女に強引にキスすることになる。下宿の他の住人たちも騒ぎに巻き込まれ、Kの私生活 (プライベート) はかき乱され、彼がそれまで周囲に対して隠していた欲望や価値観が露わになっていく。「法」という公的であるはずのものが、近代法の大原則である公私二分論を無視し、プライベートをなし崩しの浸食

する。

しかし、その一方彼はどこかに強制連行されたわけではなかった。「逮捕」されていながら、銀行に通って仕事を続けることができた。しかし、二人の監視人と、彼らに協力しているように見える銀行の同僚たちから絶えず監視される（ように見える）、という奇妙な状況が続く。

銀行で仕事をしていると、電話がかかってくる、日曜日に彼の件で「審理 *Untersuchung*」があると告げられる。それで、「審理委員会 *Untersuchungskommission*」を訪ねるが、指定の番地にはそれらしい建物は見当たらない。そこは貧しい人たちの住む灰色のアパート街だった¹⁹。近くのアパートで聞き回っていると、洗濯をしている女性が住んでいる部屋が委員会の所在地だと判明する。部屋の「中」には、細い道があり、いくつかのグループが党派集会らしいものを開いていた。超満員のホールにつれていかれ、その隅の演壇に坐っている、背の低い太った男が、彼を担当する「予審判事 *Untersuchungsrichter*」らしいことが分かったが、彼との会話はすれ違いに終わり、そもそもKの事件が審理されているのかさえ曖昧なままであり、Kは次第に苛立つてゆく。

次の「期日」に、その裁判所 (*Gerichtswesen*) に行くと、状況は更に混沌としてくる。Kは予審判事など裁判所の関係者に働きかけてくれるかもしれないと思って、部屋の主らしい、洗濯していた女性に話かける。彼女は、自分の夫は廷丁 (*Gerichtsdienst*) で、自分たちは部屋を借りているだけで、裁判のある時は部屋を開け渡さねばならない、と言う。そのうえ女が彼を誘惑するようなそぶりを見せるので、先を急ごうとするが、引き止められる。そこに彼女にストーカー的につきまとっているという、「得たいのしれない法律学なるもの *die unbekannte Rechtswissenschaft*」を学んでいる学生が絡んできて、「訴訟」の本筋とは関係なさそうな奇妙な展開になる。

学生が女性を抱き上げてどこか——恐らく、予審判事のもと——に連れ去った後、どこに連れさったのか少し興味を持って周囲を歩き回っていると、屋根裏部屋に通じる階段に、「裁判所事務局階段 *Aufgang zu den Gerichtskanzleien*」

と書かれているのを見つける。階段の前でどうするか思案していると、女性の夫の廷丁が現われたので、彼に「事務局」を案内してもらい、廊下であてどなく自分の順番を待っている人たちと出会って、挨拶する。一応「事務局」の様子を見終わった後、廷丁の案内で帰ろうとするが、気分が悪くなつて座りこんでしまう。用事があると行って既に行ってしまった廷丁の代わりに、近くにいた若い娘と案内係（Auskunftsgeber）の男に付き添われ、Kはようやく外に出る。ドアを開けた時の二人のリアクションから、Kは二人がなんでいる「事務局のなかの空気 die Kanzleiluft」が、外のそれと異質なものであることを知る。

Kの見た「裁判所」は、その場所や空間的な拡がりの面でも、そこに集まっている雑多な人たちの、裁判そのものとはあまり関係なさそうな奇矯な振る舞いの面でも、現実の裁判所とはかけ離れているので、裁判制度の寓意やパロディというより、「法」に対してカフカが抱く感情や心理状態の反映と解釈されがちだ²⁰。しかし、カフカが現実の裁判所や訴訟に対して抱いていたリアルなイメージの誇張と取ることもできる。

「裁判所」を中心に動く訴訟プロセスは、どこで始動し、どのような人が巻き込まれるのか——訴訟当事者になるか——予想がつかない。人々の行動を法律の名の下に制限し、制裁を加えることのできる裁判所の権力基盤がどこにあるのか分からない。裁判所の「事務局」の奥で、裁判官たちが何らかの重要な決定を行っているらしいが、「外」の人間はそこにアクセスできない。そのため、廷丁とかその妻、案内係、法律家（法学者）の卵、裁判所の廊下にとむろしている常連のような、いわば、「法」の周辺に棲みついていて連中の言動を通して、「裁判所」あるいは、その権威の源泉「法律」なるものを想像するしかない——権力の中心の不可視性がテーマになっている、小説『城』（一九二六）も似た構造になっている。

冷静に考えれば、廷丁の妻や廊下にいる常連が「裁判所」を代表しているはずはないのだが、Kのように不意を打たれ、訳も分からないまま裁判所に出頭させられ、どこに行ったらいいか分からないまま裁判所の廊下をうろう

ろしていると、そういう歪なイメージに囚われ、裁判所独得の「空気」を感じて、気分が悪くなるかもしれない——植松が「法」に対して抱く雑多なイメージも、やまゆり園の上司や衆議院議長公邸の職員など、「法」を代表しているような人たちとの接触から生まれてきたのかもしれない。周辺のな人物との接触を通して「法」についての奇妙なイメージを持つ一方で、Kは徐々に、「裁判所」の中核で、実質的な決定を成している、本当の「裁判官」などどこにもいないのではないか、という疑問を持ち始める——これは、植松が描いた、向こう側に何もなく行き止まりになっているように見える植松の「掟の門前」のイラストに対応しているかもしれない。

以上の通りだとすると、あまりにも素人っぽい「法」のイメージではある。しかし、カフカに二つの顔があるからこそ、「法」のグロテスクな様相を捉えることができたのかもしれない。法学博士という「法」に仕える知的エリートとしての顔と、マイノリティの視点から世界を描く小説家としての顔である。彼の小説は、精神的に追い込まれて不安定になり、辛うじて自己を保っている者、人間の限界からはみ出してしまった者たちの視点から見た世界、普通の日常が不気味に見える局面を描き出す²¹。

誰が市民なのか、誰にどのような権利があるのか、誰が制裁を受けねばならないか、何が正義かを定める「法」は、市民権や行為能力を認められていない者、実質的に人間として扱われこなかった者、あるいは（植松のような）アイデンティティの危機を抱え、自分より弱く、「人間」の標準から更に隔たっているように見える他者に目を向けてしまう者にとつては、Kが体験したように見えるのかもしれない。そうした意味でKのように、「法」によって圧迫される形で、「人間」の限界へと押しやられ、法Ⅱ権利による保護をはぎとられ、「むき出しの生 *la nuda vita*」を生きる存在を、イタリアの哲学者アガンベン（一九四二—）は、「ホモ・サケル *homo sacer*」と呼ぶ。訴訟Ⅱプロセスの中に投げ込まれたKの身体から、権利やプライバシーに関する法的防御装置が次第に解除され、欲望も身体的な特徴も丸見えの、「ホモ・サケル」化していく中で、「法」はその力を誇示する²²。「ホモ・サ

ケル」が、法の保護のない「むき出しの生」の典型として暴力的に扱われることで、一般市民は、自分たちを保護してくれている（はずの）「法」の力を知るのである——植松のように、自分より更にホモ・サケルのな他者に対し暴力を振るう存在も、「ホモ・サケル」に属するかどうかは、彼の振る舞いのどの側面に焦点を当てるかで異なってくるだろう。

『審判』のストーリーに話を戻そう。Kのことを心配して田舎から出て来た叔父の勧めで、Kは叔父の友人であるフルト弁護士に相談することにする。しかし、年老いた弁護士は病気がちで、いかにも頼りなさそうな様子だ。ただ、弁護士は裁判所に多くの知り合いがいるので、Kの力になってやれそうだと示唆し、その場にいた事務局長（Kanzleidirektor）に紹介する——弁護士が、その場に事務局長がいると口にするまで、Kには事務局長の姿は見えなかった。しかし、弁護士と叔父と事務局長がKを抜きに話し込んでいる間に、Kは弁護士の愛人でもあるらしいレーニという看護士の女性に誘われ、弁護士の仕事部屋らしいところで関係を持ってしまい、叔父や弁護士の機嫌を損ねる。

先の廷丁の妻やレーニの場合のように、Kは物語の展開で、いろいろな女性にまわりつかれ、妙な関係になる。これらの女性は、プライヴァシーを奪われ、「ホモ・サケル」化したK自身の欲望が否応なく露出していくこととの反映であり、実際にKの方からちよつかいをかけているという解釈も可能であるが、いったん始動した「法」のプロセスがターゲットにした者の身体に執拗に絡みつき、どんどん市民的な日常から遠ざけ、「ホモ・サケル」化していくこと、「法」＝「正義の女神」の粘着性を象徴しているとも解釈できる。

機嫌を損ねたものの、結局フルト弁護士は依頼を引き受けたが、訴訟のための書類を作成している様子もない。Kは弁護士と何度か話し合うとしたが、疑問に思っている点を質問できず、弁護士の実績と裁判の仕組について一方的に話を聞かされるだけだった。弁護士曰く、請願書（Eingabe）を書いて、最初の請願書は置き忘れられる

か、読まずに放っておかれることが多い、「訴訟手続は公開 (Öffentlich) のものではないのであって、裁判所がそうする必要があると考えれば公開されるものだが、法律自身としては、公開すべきであると規定しているわけではない。だから裁判所の書類、とくに起訴状 (Anklageschrift) は、被告と弁護士には見ることのできないものとなる」²³。その上、「弁護士は、本来法律で認められているものではなく、ただ黙認されている (nur geduldet) にすぎず、「厳密にとれば、裁判所によって公認された弁護士 (Advokat) などは一人もいないのであって、この法廷に登場するのは、すべてみな三百代言 (Winkeladvokat) であるにすぎない」²⁴という。弁護士は、事務局に閉じこもって、外の世界とまともな人間関係 (persönliche Beziehungen) を持つことなく、ひたすら書類仕事を続ける役人のところに押しかけ、無理に話を聞いてもらうしかない。近代法の常識からするとあり得ない、寓意的に誇張された話だが、追い詰められた精神状態の人には、頼りにならない弁護士の難しい専門用語による「言い訳」がそういう風に聞こえてしまうかもしれない。

訴訟のことが気になって仕方ない K は、銀行の仕事も手につかなくなり、上司である支店長代理が自分を陥れるのではないかと疑心暗鬼になる。取引先の工場主の紹介で、裁判官の肖像画を描いている関係で裁判所にコネがあるという画家テイトレリの所に相談に行く。画家は、屋根裏部屋に住んでいる。彼は近所の少女たちに人気があり、K との会話中にもしょっちゅう少女たちが入り込む——画家によると、その少女たちも「裁判所のもの zum Gericht gehören」である。画家の部屋には、裁判官たちの肖像画と並んで、目隠しをして秤を持っている正義の女神 (die Gerechtigkeit) らしい絵もあった。ただし、翼が生えて飛んでいるので K がその点を不思議に思うと、画家は、頼まれて正義の女神と勝利の女神 (die Siegesgöttin) を一緒にしたのだと答える。それに対して K は、「あまりうまく取り合わせじゃありませんね」「正義の女神はじつとしていなくちゃなりません。さもないと秤がゆれて、正しい判決ができなくなってしまう」²⁵と軽く——植松のそれと同じように素朴な——感想を述べる。

画家によると、一度起訴 (anklagen) されると、裁判所は被告の有罪を確信するので、どんな論拠 (Beweisgründe) を出しても、その確信から引き離すのは難しい。無罪判決については過去の伝説が残っているくらいだ。しかし、「本当の無罪宣告 die wirkliche Freisprechung」ではなく、「無罪宣告」なら、二つ可能性があるという。それは「見せかけの無罪宣告 die scheinbare Freisprechung」と「ひきのぼし Verschleppung」である。

前者は、無罪の証明、無罪宣告、無罪宣告の理由などの書類を下級裁判所と上級裁判所の間で数えきれないくらいやりとりし、書類の上で「手続き中 im Verfahren」の状態にあり続けるようにする、というものである。「外から見れば、いつさいがもうとうに忘れられ、書類はなくなり、無罪宣告は完全なものになったように見える」こともあるが、実際には、「書類がなくなったわけでもないし、裁判所が忘れるなどということもない」ので、「裁判官のだから人一倍注意深く書類を手に取りあげ、その事件において告訴がまだ生きていることを認め、即時逮捕を心配する」こともあり得る。²⁶ 「ひきのぼし」は、被告と援助者、特に援助者が裁判所と常に個人的な接触を保つて、「訴訟をいつまでもいちばん低い訴訟段階に引きとめることによって成り立つ」²⁷。Kは画家の提案を受け入れるかどうか迷ったが、援助を約束してくれる画家の誠意に応えるため、彼の絵を何枚か買って帰る。

そうしたKのあがきにもかかわらず、彼を絡め取っていく「法」の「プロセス」は、どんどん進んでいたようだ。最後は、唐突にやってくる。彼の三十一歳の誕生日の前夜、彼の下宿を訪れた二人の人物は、居間の戸口と、Kの部屋のドアの前で「儀式ばったこと Förmlichkeit」を繰り返した。誰かが来ることを予感していたKは、彼らについていく。二人は両側からKの腕を取ったので、三人一体となって、月明かりの下で町外れの石切り場まで歩いていく。二人はKの上衣やチョッキ、ワイシャツを脱がせ、石の上に寝かせる。そして、両刃の肉切り包丁を彼の心臓に突き立てる。

この長編小説の終わりに近いところで、銀行の顧客のイタリア人の観光に付き合うべく、聖堂の前で待ち合わせ

ていたKは、雨宿りのため聖堂の中に入って行く。そこで説教壇の近くにいた教誨師 (Gefängniskaplan) に呼びとめられる。Kの訴訟のことを知っているという教誨師は、裁判所に関する人々の思い違いを正すために法の入門書に書かれている、「掟の門前」の寓話を語り始める。

「掟の門」の前には門番がいる。田舎から来た男が、門番に「掟の中に in das Gesetz」入れてくれと頼むが、門番は許可しない——田舎というのは、法の中心部から遠い場所を暗示する寓意かもしれない。門番は今ほダメだが、後で入れてやれるかもしれない、と言う。そこで男は脇に行つて、身を屈め、門の中を覗き込む。門番は笑いながら、そんなに入りたいなら、私の禁止 (Verbot) に構わず入ってみたらいい、ただし、「私は強い」、と言う。しかも自分は最下級の門番にすぎず、この向こうにまたいくつも門があり、それぞれの前にいる門番はどんどん強くなつていく、三番目の門番になると、自分も顔を見ることができないくらい恐ろしい。男は、入れてもらえるまで、門の脇で待つことにし、そこに何年も坐り続けた。時折門番と雑談したり、贈物をやつて機嫌を取ったりしたが、変化はなかった。やがて年老い、弱つていった。亡くなる直前、男は門番に最後の質問をした。みんな掟を求めている (nach dem Gesetz streben) というのに、この間どうして他の人が入れてくれとやつて来なかったのか。すると、門番は大声で、この門にお前以外の人間が入れてくれと言つてやることはあり得なかった、「この門はただお前だけのものときめられていたのだ。さあわしも行つて、門をしめるとしよう」²⁸、と告げた。

四、「法」の二つの側面

『審判』の本筋だけを見ると、不可解な論理に従つて、勝手に進行していく「法」の「プロセス」が自分を追いつめているという妄想に取り憑かれた男の現実と幻影が混じつた物語に見える。それを一応の前提にしたうえで、「法」とは何の象徴か、文字通りの意味で「法律」か、法曹界か、政治的あるいは経済的権力²⁹か、フロイト

やラカンなどの精神分析理論における象徴的な「父」³⁰か、と考えるのが、この小説を解釈する時の定石だろう。多分、それで間違っていないだろう。しかし、それだけだと、どうしてそんなに法律が気になるのか、あるいは、どうして「法」が父や社会的権威の象徴になるのか、といった根本的な疑問が残る。

法律家や法学者に言わせれば、「法」が社会で中核的な役割を果たしているのは自明の理だろうが、先に述べたように、普通の市民は、何かのきっかけで訴訟などの当事者にならない限り、「法」のことなど気にしない。法学者でもあるカフカが、「法」のプロセスにたまたま巻き込まれた普通の人が体験する理不尽さを告発する作品として『審判』を捉えることもできないが、それなら、『審判』のような幻想とリアルが入り混じった寓意のような形ではなく、ノンフィクションに近い法律ドラマにした方が遥かに効果的だろう。

そもそも小説全体を通して、Kがどう容疑で逮捕され、起訴されているのか、K自身を含めて誰も語っていない。その点で、法律のリアルな欠陥を告発する作品ではない。読み進めていけば、多くの読者は、監視人や裁判所、廷丁夫妻や画家などは、Kの妄想の産物かもしれない、という印象を受ける。そういう奇妙な性格を持っているからこそ、『審判』はプロの法律家を含めて多くの読者を惹きつけてきたのである。「法」が何らかの事情で、一方的にKを追ってきたというだけでなく、監視人や廷丁夫妻、(公式の立場を与えられていないという)弁護士などに、Kが自分から関わりを持ち、余計に妄想をこじらせているように見える場面は多々ある。Kが逮捕・起訴された理由がいつまでも明らかにならないのは、出来事のほとんどがKの妄想にすぎないからかもしれない。

この方向で考えると、(法学者でもあるカフカではなく) Kがどうして「法」が迫ってくるという脅迫観念に囚われたのか、という問いが意味を持つてくる。

そこで補助線として、「錠の門」の寓意を重ね合わせて考えてみよう。『審判』では、「法」の暴力あるいは権力機構が、Kをしつこく狩りをするように追い回して³¹、(彼の権利とプライバシーを奪いながら)まわりつ

き、最後はその身体を暴力的に破壊する（ようにKには見える）のに対し、『掟の門前』では、「法」にアクセスしようとする男が拒絶され続け、人生の大半を「法」に受け入れてもらえる徴候を待つことに費やしてしまう。二つの作品は、「法」の暴力⇨権力（Gewalt）の二面性、特定の者を追い回す性質と、逆に、拒絶する性質を表現している。

門番の男の台詞から分かるように、「掟の門」は、特定の誰かのために現われるものようだ。その意味で、「私的」なものだ。万人に平等に適用されねばならないはずの「掟⇨法律 Gesetz」が「私的」だというのは矛盾している。ただ、田舎から来た男を、起訴されて訴訟に巻き込まれた人間としてではなく、この世界を支配している「法（掟）」を「自分のもの」にしたい、最低でも「法」を適用される側ではなく、適用する側——植松の表現だと、「法律で決められている」というフレーズを使う側——になりたい、というある意味、万人に共通の欲望に強く突き動かされ、じっとしていられなくなった人間と捉えると、分かりやすくなるように思える。

この寓話が、作品の最後に近い所に埋め込まれていることは、「法」がいきなりKを追ってきたようにKは感じているが、実際には、K自身が——その自覚なしに——「法」によって禁じられているもの、あるいは「法」それ自体を我が物にしようとして、自ら「法」の「門前」に押しかけた可能性を暗示している。押しかけた結果、自ら「法」の暴力に身を晒すことになったわけである。私たちは、自分を拘束するものとしての「法律」——狭い意味での「法」——とは関わりを持ちたくない、面倒だと思う一方、他者を支配し、影響力を行使するための道具としての「法」——「掟」というニュアンスを帯びた、広い意味での「法」——には憧れ、自分のものになりたいという欲望を抱くことがあるのではないか。

私たちがこの世界に「掟（法）」が存在することを最初に意識した、（私的な）瞬間を思い出してみよう。自由に行動させてくれないルールの存在を知らされると、私たちの多くは厭な圧迫感を覚える。他人にルールの存在を指

摘されると、その人物にコントロールされているような気分になる。ルールを他人から押し付けられるのは不快だが、逆に、自分が他人に押し付けることができると、気持ちいい。極めて私的な思い出であるが、幼少期に階段から落ちて歩き方が少々おかしかったということもあって、幼稚園から中学に入る頃までの私は、他の子と同じように動作することができず、親や親せき、先生からよく注意されていた。周りの子まで、大人の真似をして、私が何か（標準から）外れたことをするたびに、「〇〇してはいけないんだよ!」、と教えようとする。ルールの存在を私に教えてやろうと、いつも待ち構えている子もいたような気がする。それがかなり苦痛だった。

他人の行動を強制によって支配するやり方は、大きく分けて二つある。暴力による威嚇と、言葉による威嚇である。前者は原始的なもので、子供でも、お互いの間で実行できる。後者の場合、自分の背後にある権力とか利害関係をほのめかすなどテクニクが必要だが、一番ストレートに効き目があるのが、「ルールです!」だ。複雑な言い回しはいらぬ。「ルール」の存在を端的に指摘されたら、抵抗しても無駄である。社会的に通用する客観的事実だからだ。「ルールです!」で、相手の動きをびたつと止められると気持ちがいいし、かつこい。一種の呪文のように思えてくる。

「ルールです!」で痛めつけられたことのある人間ほど、「ルールです!」を自分のものにして、思い通りに使いたいという欲望を抱く。いわば、「法」に魅せられる。この場合の「法」とは、日常生活や科学やビジネス、芸術創作の場において、人々の行動を制限する諸ルールを作る時に守らねばならないメタ・ルールのメタ・ルール……のメタ・ルール、大本のルールである。『審判』に登場する、監視人や廷丁の夫婦、法学生、(公認の資格があるのかないのかよく分からない)弁護士、叔父、法廷画家、教師など、「法」の周辺にたむろする人物が、Kに「法」にまつわる怪しげなルールを押し付けようとするのは、周辺にいる彼らこそ、自分で手軽に使える「ルール」を欲しているからかもしれない。

このように、人間関係の「ルール」をめぐる卑近な例で説明すると、『審判』の中で働いている不可思議な「プロセス」を平板化しすぎているように思えるかもしれない。ただ、こうした「法（掟）」をめぐる日常的なせめぎ合いは、「禁止」されたり、「隠蔽」されたりすることで、その対象への欲望がかえって喚起され、無意識に抱いていた欲望を掘り起こされた主体はその対象に取り憑かれていく、という文芸批評や精神分析でしばしば話題になるメカニズムに対応していると解することができる。無論、特定の精神分析や心理学の理論に従って、欲望の本質を特定する必要はない。その対象は、性、力、地位、権威、名誉など、様々なものが考えられる。「法（掟）」は私たちがそれらに自由にアクセスできないようにし、それらに社会的価値を付与すると共に、私たちに、自分はそれらへの「欲望」を抱いていることを「自覚」させる。そうした欲望の主体を生み出す操作を通して、「法」自体が欲望される対象になっていく。

「ルールです！」や「法で決められている」は、そのようにして喚起される、「法」自体への欲望を端的に表すフレーズだ。『掟の門前』の門番のように、「法」は、現在は無理だが、いつか中に入れてやれるかもしれない、と示唆することで、人々を魅了する。しかし、その時は訪れず、「門」の前で無限に待ち続けることになる。仮に、「門」をくぐって中に入ることに成功したと本人が思っても、実際に手に入るのは「法」の末端の断片のようなもので、「真の法の力」を獲得するには、更に奥の「門」を通り抜ける必要があることがすぐに判明するので、次の段階の法への欲望が喚起され、いつまでも「法」それ自体には到達できない³²。狭い意味での「法律」の「プロセス」は、様々な書式や手順、役職、裁判所の空間性、裁判や刑執行の様式などの儀礼的要素によって、そこに欲しいもの、手に入れねばならないものがあると思わせる、「法（掟）」の罍を圧縮した形で表現していると言えう³³。

五、言語と「掟の門」

ここで、『審判』―『掟の門前』から読み取れる、禁止し拒絶することによって、かえって人を惹き寄せ、虜にしていく「法の力」というイメージを、今一度『相模原障害者殺傷事件』で提起されている問題に適用してみよう。

植松は、自分が「掟の門」に入ること拒否されている（＝社会のルールを作る法的エリートに相手にされていない）と感じる一方で、自分の立っている位置よりも、更に外側の門の前“をうろろうしているように見える人たち、言い換えれば、ホモ・サケルのように法の保護を半ば剝奪されているように見える人たちに暴力を振るって排除しようとした。「田舎から来た男」が、自分より弱い立場にいる人に共感するのではなく、彼らに対しては「門番」の役割を演じようとしたのである。第三者的に見ると、植松がやったことは、自分より弱そうな者を虐めることでストレスを発散しようとする、抑圧の下方移譲でしかない。しかし、彼が衆議院議長への手紙などの形で、「法」を参照し、自分の行為を正当化しようとしたのは、彼もまた、「法の力」に魅せられていたからではないかと解釈できる。

『掟の門前』の門番は、「田舎から来た男」を口で脅しているだけで実際に暴力を振るったわけではない。『審判』の監視人たちも「逮捕した」と言っている割には、Kの身体を直接痛めつけたわけではない―むしろ、彼らがKの部屋で規律違反をしたとして、銀行の一室で鞭打ちの罰を受けるといった幻想的なシーンがある。最後に出てくる処刑人も、ナイフを突き立てる最後の瞬間までは、さほど露骨な暴力をKに加えていない。

しかし、西角も指摘するように、カフカの世界では、弱そうな人間が急に何かに憑かれたように、「暴力 Gewalt」の化身になることがある。虫に変身してしまった息子に林檎を投げつけ、殺そうとする『変身』（一九一五）の父

親、年老いて弱っていたにもかかわらず、突如ベッドから飛び起き、息子に自殺を命じる『判決』の父親、ただの酔っ払いのようでありながら、時に強大な権力 (Gewalt) をふるう『城』の長官クラム。彼らは、外見は頼りなく見えても、社会的秩序を維持する「法 (掟)」の代理人であり、その意味で権力者である。彼らが急に暴力に権力的になるのは、「門」の内に入ってはいけないものが入って来ようとするからだ。彼らは、「法」によって包摂すべきものと、入ってはならないものⅡ排除すべきものⅡホモ・サケルを選別し、境界線を守る番人だ³⁴——デリダ式に考えると、「法」に最終的に包摂される者はいるのか、という疑問があるが、ここでの論点ではないので、拘らないことにしよう。

「掟の門」の暴力的選別作用を端的に表現するのが、ある者を犯罪者として認定し、「法」による平等な保護から一時的あるいは恒久的に排除する刑法・刑事訴訟法であり、裁判でその境界線が具体的に引かれるわけだが、植松はそれとは別の決定的な境界線の存在を主張した。それは、西角の表現では、「生きるに値する生」と「生きるに値しない生」の間の境界線だ³⁵。

この点で興味深いのは、植松がやまゆり園に入所している障害者全てを「生きるに値しない」と一括りに断定し、本当に無差別に殺害しているのではない点だ。彼は、個々の被害者の殺害に先立って、担当職員に、「こいつはしゃべれるのか」と聞いて、「しゃべれない」という返事を得てから殺害に及んでいる。その彼なりの「ルール」に気付いた職員が、「しゃべれる」ことにして助けようとするようになると、植松もそれに気付き、自分で少し観察して、「しゃべれない」と判断して、殺害する方針に変更したようである³⁶。意思疎通できるかどうかを基準にしているわけである。このことは、裁判に先立って精神鑑定を受けた植松が公判で、自らには責任能力があると強く訴えたことも符合する³⁷。

植松の「論理」では、自らの言葉で権利を主張できない重度の障害者たちは、人間／非人間の境界線を守る

「門」の外側にあり、「生きるに値しない」。それに対し、法によって責任能力を認められ、法廷で証言できる植松自身はその「門」の内側にいることになる。彼は、「しゃべれる／しゃべれない」の境界線が「人間／非人間」の法的境界線と一致することを、自分のなりのやり方で明らかにしようとしたのではないか。

「言語」によってコミュニケーションできることを「人間」の条件とするのは、古代ギリシア・ローマ以来継承されてきた考え方であり、法や政治の理論とも強く結び付いている³⁸が、西欧思想に詳しいとは思えない植松はどうして言語に拘るようになったのか。ヒントになりそうなのが、元交際女性Cが語る、映画『テッド2』を見て感銘を受けた植松の様子である。西角はこの映画の影響を重視し、簡潔な分析を加えている³⁹。テッドはぬいぐるみの熊だが、命がやどり、行動し、会話ができるようになる。同じ見た目のまま、精神的に年を取り、マリファナをやったり、売春婦を呼んでいかがわしいこともするが、持ち主＝親友の家を出て、働いて生活する、という自立性も持っている。『テッド2』では、人間の女性と結婚したテッドが子供が欲しくなり、精子提供者を求めるが、医療機関から拒絶され、次に、養子縁組しようとするが、「法」の壁が立ちはだかった。マサチューセッツ州の当局は、彼が「人間 person」ではなく、「所有物 property」にすぎないため、養子を取ることはできないと宣告した。彼と友人（持主？）のジョンは、弁護士を依頼して、州を相手取った訴訟を起こした。ところが、前作で彼を誘拐しようとしたストーカーの男ドニーは、裁判の過程で彼が「所有物」にすぎないことが証明されれば、彼を盗み出して解体しても殺人にはならないので、彼の仕組みを解明して大量生産すれば、儲かると玩具会社のCEOに持ちかけ、陪審員たちを買収する。テッドは敗訴し、ドニーに追い回されることになる。しかし、彼とジョンの「人間関係」の強さに感銘を受けた、著名な人権派弁護士がこの案件を引き受けたことで、テッドは控訴審で勝訴し、「人間」だと認められ、無事養子を迎えることになる。判決の決め手になったのは、彼の「自己認識 self-awareness」と「複合感情を理解する能力 ability to understand complex emotions」「共感する力 capacity for empathy」であった。

西角は、これを見たことが植松が「意思疎通できる」かどうか拘り、殺害する際の選別基準にする大きな要因になったのではないかと指摘する。私もこの分析は妥当だと考える。補足すると、植松自身がテッドのように、自分が「人間の条件」をクリアしているかどうか不安だったからこそ、自分以上に条件を満たしているかどうかギリギリで、不安定なところにいるように見える「知的障害者」に関心を持ち、「言語」で意思疎通できるかで線引きできる、という彼なりの結論を出したのではないかと推測できる。『テッド2』のDVDを見る前、障害者抹殺計画への支援を求める衆議院議長への手紙を出したことで、精神の正常性を疑われ、措置入院処分を受けていたため、彼のテッド的な不安はかなり高まっていたと考えられる。その前提で考えると、殺傷事件の法廷で弁護士が彼の責任能力を否定したのに、彼自身は死刑になる可能性が高いと分かっているながら、自分には責任能力があると主張したことも理解できる。彼にとって、「彼ら」と同じ側ではなく、「人間」の側でいることが重要だったのではないかと。

この前提で植松の言動を、捉え直してみよう。障害者と自分はどこが決定的に異なるか、自分を障害者と違って「人間」の側に位置付けてくれる基準は何かに拘った植松は、「人間」の定義は「しゃべれること」だと早急に決め付け、「しゃべれない障害者」の「声」を聴こうとしなくなったがゆえに、自分の「人間の証明」のため、自分が「人間」であることを世間に認めさせる凶行に及んだ。

西角は、植松がテッドが「人間」として認められた理由として「意思疎通」にだけ注目し、「感情と心がある」という要因については——認識していたものの——敢えて無視し、「意思疎通がとれないものには人権を与えてはいけない」という結論に飛躍したことを問題視している⁴⁰。そのうえで、自分が（自分が殺害した障害者と違って）「しゃべる」能力を持っていることを証明せんとばかりに、植松が法廷で言いたい放題だったことを、既存の裁判制度の問題として指摘している。「事件に及んだ動機や真相が十分解明されなかったのは、そもそも被告自身

にその経緯や動機を語らせる自作自演の劇場型裁判の手法をとったからではないか⁴¹。「動機や真相」ということで念頭に置かれているのは、どうして彼が障害者施設で働きたいと思ったのか、働き始めた当初彼が経験した入所者に対する非人間的扱いは本当か、彼はそのことについてどう思ったか、それは上司や同僚、入所者の家族、入所者との関係に影響を及ぼしたのか、「しゃべれない障害者は殺すべき」という考えが確信に変わったことに具体的なきっかけがあったのか、といったことだろう。

もっともな疑問だが、刑事裁判が、被告人が実際に処罰されるべき罪を犯したのか法の（言語によって定式化された）ルールに従って検証し、本人に可能な限りの抗弁の機会を与える場である以上、本人が口にしない「真の動機」を探り出すことは不可能だ。植松のように、自分の量刑を気にせず、言いたいことだけ言う被告人がいれば、それをメディアが大々的に取り上げ公衆が関心を持つかは別にして、法廷は「劇場」にならざるを得ない。このジレンマが生じる原因について少し哲学的に掘り下げて考えてみよう。

近代法、特に裁判制度は、言語による理性的なやりとりで、訴訟（プロセス）を進めていくことを前提にしている。民法の行為能力にしろ、刑法の責任能力にしろ、何らかの形で言語による意思表示ができれば、そうした能力を有する、フルスペックの法Ⅱ権利の主体と認められるのは難しい。法廷のような公的な場で、自らの考えを法的に定められたコードに従って表明し、他者を説得する能力を持っていることが、法Ⅱ権利の主体であることの証明だとすれば、植松の犠牲者たちはたとえ生き残ったとしても、主体にはなることはできないだろう。身内や友人が代理として発言しても、それは本人が能力を有する主体であるという証明にはならないし、代理人の発言が、本当に本人の「意思」か確認するのは困難だ。

「法」、少なくとも近代法は、言語的コミュニケーションを前提にしており、「法の共同体」は、コミュニケーションの共同体である⁴²。「法」は、言語的コミュニケーションによって運営され、そのメンバーシップは事実上、

言語能力によって制限されている。植松がそこに着目したのだとすれば、あなたがち見当外れではない。無論、植松のやったことは、ハーバマスのようなコミュニケーションの理論家が想定する「コミュニケーション的行為」とはかけ離れている。ハーバマスの想定する「コミュニケーション的行為」とは、理性的な相互了解を目指して、討議の基本的ルール（相手の話を聞く、相手の話の妨害をしない；）を守り、互いに普遍的に妥当し得る理由を挙げながら対話することである。⁴³

しかし、裁判のような制度化されたコミュニケーションの場で、植松のように自暴自棄になった当事者が、一方的な自己宣伝するのを完全に防ぐことはできない。何をもちて「コミュニケーション」とするか客観的に判定する方法や装置はない。植松のケースは極端だが、法律家や法学者など、法のプロの間の交渉も、理性的コミュニケーションとは言い難い、不明確で脅しや暗示を含んだ、やりとりによって進行することが少なくないのは言うまでもなからう。違いは、プロの場合、その曖昧なやりとりの「結果」が法的に承認され、効力を持つ可能性が、素人の場合よりも高いというだけである。

「コミュニケーション」の定義を緩めて、以下のような社会学的な見方をすることもできよう。たとえ本人たちにそのつもりがなくても、自分たちが共通に従うべきルールについて言葉を交わし、それについて（たとえ不承不承であれ）何らかの「合意」らしきものが生まれ、一方が「合意されたルール」に従ったら、そこには既に「法」がある、と。『審判』では、「あなたは逮捕されたんだ」という監視人の言葉をKが本気で受けとめ、その状態から逃げ出そうとしたことから、（大した物理的暴力は行使されていないにも関わらず）「訴訟プロセス」が始動した。彼が裁判所関係らしき人たちと言葉を交わすたびに、プロセスは（彼の意思とは関係なく）進展する。『掟の門前』では、門番が実際に手を出していないにもかかわらず、「田舎から来た男」はその拒絶の言葉に圧倒され、その場から動けなくなる。「法」という支配の道具に魅せられた当事者たちが、「法」をめぐるって自分が発した言葉

に縛られ、"コミュニケーション"させられているうちに、暴力＝権力が強化されていく。

ごく素朴な捉え方をすれば、『審判』は、「法」をめぐるコミュニケーションの恣意性、暴力性（を誇示する脅し）、無駄な（としか思えない）膨大なおしやべりや書類の増殖をパロディ化した作品だ。近代法は、そうした非合理的部分を削り落とし、手続を整え、合理的な「コミュニケーション」によるプロセスを確立することを目指してきた。しかし、手続の形式化・純粹化の代償として、法的なプロセスのノイズを除去するために「門」が強化されてきた。「門」の強化には、『審判』—『掟の門前』と、『相模原障害者殺傷事件』から読み取ることができる二つの側面がある。「暴力」の集中・強化と、「門」に入る資格の多段階的な限定である。

「掟」の「門」は、決定に従わない者もいることを想定し、「門番」＝「暴力 Gewalt」装置を常に備えているが、近代法はその暴力を独占し、それを法的に正当化しようとする（マックス・ウェーバー）。「法」のルールに従って警察や軍隊などの「暴力」装置を動かす権限が「権力 Gewalt」だ。「法」の決定がスムーズに実行されるには、「権力」が動員できる「暴力」が、共同体の正規メンバーであれそうでない人であれ、「法」に従うべき諸個人の「暴力」の総計を凌駕しなければならない。近代国家は、それを目指してきた。『掟の門』の「田舎から来た男」は、門番の力が恐ろしくて、暴力で中に入ろうという気にならなかったし、植松は侵入時、自分より体格がい職員がいまいか気にしていたという。

「法」は、誰がそれを共有する「人間の共同体」の正規メンバーであるか予め規定する。「門」に入れる資格を定める。メンバーシップを奪うことも、部分的に停止することも、あるいは部分的に付与することもできる。また、『掟の問題について』で暗示されているように、裁判などの紛争処理過程で使用される言語のコードも、「法」によって指定されており、それを自由に駆使してプロセスに本格的に関与できるのはごく少数のエリートだけだ。「人間（法）の共同体」の正規メンバーでも、この言語をマスターしていると公式に認められない限り、プロセス

に直接関与できない。法の専門家であるエリートに「代理」してもらわねばならない。知的障害者で言語による意思疎通自体が難しければ、「代理」の「代理」……という形でしか、「法」のプロセスに参加できない。

植松は、自分の知らない所で自分の生き方を決め、「門」の内側で進行するプロセスに参加させてくれない「法」に異議申し立てしようとしたが、番人——具体的には、やまゆり園の上司、総理官邸や衆議院議長公邸の警備に当たる警官、津久井警察署、精神保健指定医、相模原市担当部署職員など——によって門前払いを食わされ続け、自分の位置よりもう一つか二つ外側の「門」の前にいるように見える「しやべれない障害者」に暴力をふるうことで、門番になったつもりになる、という極めてネガティブな反応をしたわけである。

近代法が、理想的なコミュニケーションの空間を築くためノイズを排除しようとする、多くの人がノイズ扱いされ、場合によっては暴力的に排除されることになる。それは、万人が参加する非暴力的な対話、という近代法の理想と矛盾する。この矛盾から、『審判』——『掟の門前』の登場人物たちのように、歪な形で「法」に執着する者が生まれてくるのかもしれない。

この矛盾を根本から解消することは当面不可能なので、各種の緩和措置を取るしかなかろう。西角が求めている事件の「動機や真相」を明らかにするというのはそうした緩和措置の一つだろう。そのためには、被告人に対する刑罰を定める刑事裁判とは別に、理由も分からず被害に遭った人たちのために事件が起こった背景を総合的に解明する、別の法的プロセスが必要だ。相模原事件で言えば、植松だけでなく、彼と関わった施設職員や、指定管理者である「社会福祉法人かながわ共同会」や県の担当部署の当時の責任者にも、当事者として証言してもらい、記録に残せるようにしないといけない。ただ、そういうもう一つのプロセスを構築するには、どういうケースでどういう関連部署に証言する責任を負わせるのか、被害者や家族の同意を真相究明をスタートさせる前提条件とするのか、といったことを決めねばならないので、制度設計は容易ではない。

限定された様式に従って、違法か合法か、有罪か無罪かだけを判定するために考案された裁判という制度で、万人の声が聞き遂げられ、不正を生み出した根本原因が究明できるかのような幻想は捨てるしかない。「暴力を制御するための暴力」を背後に隠し持つ、形式的なルールの体系にすぎない「法」に、どういう機能を担わせることができるのか、担わせたいのリアルに考えるしかない。「法」の合理性への過度の執着は、時として人を不条理な行動へと導く。それが、『審判』—『掟の門前』と相模原事件を交差させた地点から見えてくることである。

注

1 以下の拙稿で、この著作の思想的意義について詳しく論評した。「法外なもの」とは何か——『相模原障害者殺傷事件』を讀む」: <https://synodos.jp/opinion/society/26911> 同書に対する書評としては、他に高橋順一「映画『ショア』にも匹敵する重みと深み」: 『週刊読書人』二〇二二年九月二十四日号などがある。また、西角や私も参加した、同著作に関するシンポジウムの記録が以下で閲覧できる。 <https://webmedia.akashi.co.jp/posts/5664> (二〇二二年四月二十日閲覧)

2 この事件を扱った著作として、藤井克徳他編『生きたかった…相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』(大月書店、二〇一六)、保坂展人『相模原事件とヘイトクライム』(岩波書店、二〇一六)、立岩真也・杉田俊介『相模原障害者殺傷事件…優生思想とヘイトクライム』(青土社、二〇一七)、朝日新聞取材班『妄信…相模原障害者殺傷事件』(朝日新聞出版、二〇一七)、阿部芳久『障害者排除の論理を超えて…津久井やまゆり園殺傷事件の深層を探る』(批評社、二〇一九)、雨宮処凛編『この国の不寛容の果てに…相模原事件と私たちの時代』(大月書店、二〇一九)、森達也『U…相模原に現れた世界の憂鬱な断面』(講談社、二〇二〇)、神奈川新聞取材班『やまゆり園事件』(幻冬舎、二〇二〇)などがある。

3 『現代思想』二〇一六年一〇月号(緊急特集Ⅱ相模原障害者殺傷事件)、『教育』二〇一七年六月号(特集ⅠⅡ相模原事件は問う)等。

4 先に挙げた一連の著作の中では、保坂『相模原事件とヘイトクライム』と立岩・杉田『相模原事件とヘイトクライム』に特にその傾向が強い。

5 私の経験については、『統一教会と私』(論創社、二〇二〇)を参照。

6 Gayatri Chakravorty Spivak, "Can the Subaltern speak?," in: Cary Nelson and Lawrence Grossberg eds., *Marxism and the Interpretation of*

- 7 Culture, University of Illinois Press, 1988, pp.271-313 (上村忠男訳『サバルタンは語ることができるか』みすず書房、一九九八)。
Drucilla Cornell, *Between Women and Generations*, 2002, Rowman & Littlefield, pp.71ff. (岡野八代・牟田和恵訳『わたちの絆』みすず書房、二〇〇五、二二一頁以下)を参照。
- 8 この手紙は以下のHPで閲覧できる。 https://www.huffnngtonpost.jp/2016/07/26/letter-to-chairman_n_11207296.html (二〇一二年五月十二日閲覧)
- 9 西角自身がどういう意図でこの作品を植松に読ませたかについては、西角純志『相模原障害者殺傷事件』七六頁以下を参照。
- 10 『相模原障害者殺傷事件』七七一―八頁を参照。
- 11 Franz Kafka *Kritische Ausgabe, Nachgelassene Schriften und Fragmente II*, hrsg. v. Jost Schillemeit, S. Fischer, 1992, S.270-273 (池内紀編訳『カフカ寓話集』岩波書店、一九九八、七〇―七三頁)を参照。
- 12 『相模原障害者殺傷事件』七八及び八〇頁を参照。この二つのイラストは、明石書店のHPでも閲覧できる。 <https://webmedia.akashi.co.jp/posts/2881> (二〇一二年五月十二日閲覧)また、以下には、上記とは若干異なる印象の、植松によるカフカのイラストが掲載されている。月刊『創』編集部編『開けられたパンドラの箱』創出版、二〇一八、七七頁。
- 13 『相模原障害者殺傷事件』三〇八頁。
- 14 同右、二五〇―二五一頁を参照。
- 15 同右、二二二三頁以下。
- 16 Franz Kafka *Kritische Ausgabe, Der Proceß*, hrsg. v. Malcolm Pasley, S. Fischer, 1990, S.9 [辻理『審判』岩波書店、一九六六年、八頁]を参照。
- 17 *Ebd.*, S.11-15 [同右、九―一四頁]を参照。
- 18 オーストリアの裁判官で作家でもあるヤンコ・フェルクは、『審判』の同時代的背景として、一八六〇年代以降のオーストリア・ハンガリー二重帝国における人身の自由と家宅不可侵権の保護を核とする刑事訴訟法改正の動向と、その現実面での不十分さ、国家緊急事態法との矛盾などがあったことを指摘している。Janko Ferk, *Recht ist ein Prozess* (Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1999, S.28ff.。独文学者のヴォルフ・キトラーは、当時の大陸法の刑事訴訟手続で、起訴法廷主義の原則(Anklageprinzip)が適用されたのは本審に限ったことで、予審では、かつての異端裁判のような、暴力的な審問(Inquisition)が密かに行われていたことをめぐる問題と、『審判』の物語全体の構造の関係を指摘している。Wolf Kitzler, *Heimlichkeit und Schriftlichkeit: Das österreichische Strafprozessrecht in Franz Kafkas Roman Der Proceß*, in: *The Germanic Review*, Vol.78, Issue 3, pp.194-

- 222.
- 19 通常、裁判所は市の中心部の宮殿のような建物にあるのに、貧しいアパート街にあるというのはいかにも奇妙な設定だが、シヤエル・シェラーは「このこと及びこの建物でKが遭遇する人物が半犯罪者のな性格を示していることから、裁判所を構成している人員の内面を象徴的に表現しているのではないかと指摘している。Michael Müller, Erläuterungen und Dokumente zu: Franz Kafka: Der Proceß, Philipp Reclam jun., 1993, S.17を参照。
- 20 Hartmut Binder, Kafka-Kommentar zu den Romanen, Rezensionen, Aphorismen und zum Brief an den Vater, 2. Aufl. Winkler, 1982, S. 213⁷ 495は Hans H. Hiebel, Der Prozeß/Vor dem Gesetz, in: Kafka Handbuch, hrsg. v. Bettina von Jagow/Oliver Jahraus, Vandenhoeck & Ruprecht, 2008, S.465f.を参照。
- 21 ならした視点からの哲学的カフカ論として、 Gilles Deleuze/Félix Guattari, Kafka : pour une littérature mineure, Éditions de Minuit, 1975 (宇野邦一訳『カフカ：マイナー文学のために〈新訳〉』法政大学出版社、二〇一七年)を参照。
- 22 Giorgio Agamben, Homo Sacer, Einaudi, 2005 (高桑和口訳『ホモ・サケル』以文社、二〇〇三年)、特に、pp.57sgg. (七五頁以下)を参照⁸。
- 23 Franz Kafka Kritische Ausgabe, Der Proceß, S.151f. 『審判』一七一頁)
- 24 Ebd., S.152 (同右、一七二頁)。
- 25 Ebd., S.196 (同右、二二三頁)。 ルートヴィヒ・ディーツは、『審判』では、正義の女神のイメージと狩の女神アルテミスのイメージが重なっていると指摘する。正義の女神が狩の女神でもあるとすれば、後述する、「法」がKを追ってくるようなストーリー展開が納得しやすくなる。 Ludwig Dietz, Franz Kafka, 2. Aufl., Metzler, 1990, S.90f.
- 26 Franz Kafka Kritische Ausgabe, Der Proceß, S214 『審判』二二三頁)を参照⁹。
- 27 Ebd., S216 (同右、二三五頁)。
- 28 Ebd., S294f. (同右、三一九頁)。
- 29 『審判』における「権力」の表象をフーコー的な視点から捉える試みとして、 Christine Lubkoll, ≪ Man muß nicht alles für wahr halten, man muß es nur für notwendig halten ≫, Die Theorie der Macht in Franz Kafkas Roman ≪ Der Proceß ≫, in Franz Kafka. Schriftverkehr, hrsg. v. Wolf Kitzler/Gerhard Neumann, Rombach Verlag, 1990, S.279-294を参照¹⁰。
- 30 ペーター・アンドレ・アルトは、監視人などの「法」を代表するように見える登場人物が、自我の意識が入ることができない無意識の領域の番人である可能性を指摘している。 Peter-André Alt, Der ewige Sohn. Eine Biographie, Verlag C.H.Beck, 2005, S.392f.

- 西角は、『変身』や『判決』などカフカの作品において「父」が見せる暴力性に注目している。『相模原障害者殺傷事件』、八六頁以下を参照。
- 31 注25で挙げたドイツの議論を参照。
- 32 デリダは、カフカがフロイトの影響を受けていることを指摘し、その前提の下で、『掟の門前』には、(主として性的な欲動の)「抑圧 *refoulement*」が道徳や法の起源になったとするフロイトの議論が反映されていると示唆する。その上で、「法」が自らへのアクセスを禁じ、自らが現前することを常に遅延 (*différer*) させることで、主体に対する権力 (*puissance*) を増していくことを指摘している。Jacques Derrida, *Péjignés. Devant la loi*, in: Jacques Derrida et al. *La Faculté de Jüger*, Minitz, 1985, pp.110 et sqq. (宇田川博訳「先入見——法の前に——」: 『どのように判断するか』国文社、一九九〇年、一八一頁以下) を参照。
- 33 法の儀礼的な性格と、それが欲望の主体の形成に与える影響についての総合的考察として、Pierre Legendre, *Sur la question dogmatique en Occident. Aspects théoriques*, Fayard, 1999 (西谷修監訳『ドグマ人類学総説』平凡社、二〇〇三年)
- 34 『相模原障害者殺傷事件』、八三頁を参照。
- 35 同右、九四頁以下を参照。
- 36 同右、一〇四—一〇三頁、一四〇—一四九頁を参照。
- 37 同右、二八四頁を参照。
- 38 言語が「*humanitas* (人間らしさ)」と不可分の関係にあるというキケロ的な見方が、西欧の法や政治と深く結び付いていることは、ハンナ・アーレントが『人間の条件』(一九五八)で詳しく論じている。アーレントのこの著作の意義については、拙著『ハンナ・アーレント「人間の条件」入門講義』(作品社、二〇一四年)で論じた。
- 39 『相模原障害者殺傷事件』、二六七頁以下を参照。
- 40 同右、二六九頁を参照。
- 41 同右、二七一頁。
- 42 行った法理解の典型として、Jürgen Habermas, *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp, 1998 (河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性「上・下」』未来社、二〇〇二年) 特に S.109-291 (〔上〕一〇七—一七八頁) を参照。
- 43 Jürgen Habermas, *Erläuterungen zum Begriff des kommunikativen Handelns*, in: ders. *Vorstudien und Ergänzungen zur Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp, 1984 等を参照。